

平成29年第7回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成29年12月21日（木曜日）

議事日程第6号

平成29年12月21日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北大火復興対策調査について
- 日程第4 議案第118号から同第120号まで及び同第157号
- 日程第5 議案第121号から同第144号まで及び同第158号から同第161号まで
- 日程第6 議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号
- 日程第7 議案第156号
- 日程第8 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第9 発議第10号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北大火復興対策調査について
- 日程第4 議案第118号から同第120号まで及び同第157号
- 日程第5 議案第121号から同第144号まで及び同第158号から同第161号まで
- 日程第6 議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号
- 日程第7 議案第156号
- 日程第8 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第9 発議第10号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番 平澤 惣一郎 君 2番 東野 恭行 君

3番	山本剛君	4番	吉川慶一君
5番	五十嵐健一郎君	6番	滝川正義君
7番	佐藤孝君	8番	新保峰孝君
9番	田原実君	10番	保坂悟君
11番	笠原幸江君	12番	斉木勇君
13番	中村実君	14番	大滝豊君
15番	田中立一君	16番	古川昇君
17番	渡辺重雄君	18番	松尾徹郎君
19番	高澤公君	20番	吉岡静夫君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田徹君	副市	長	織田義夫君		
副市	長	木村英雄君	総務	部長	金子裕彦君		
市民部	長	岩崎良之君	産業	部長	斉藤隆一君		
会計	管理者兼	務	企画	財政課	長	藤田年明君	
総務	課	長	山本	将世	君		
十	定住	促進課	長	斉藤	喜代志君	十	
青	海	事務所	長	井川	賢一君		
環	境	生活課	長	五十嵐	久英君		
健	康	増進課	長	横澤	幸子君		
商	工	農林水	産課	長	池田隆君		
復	興	推進課	長	斉藤	孝君		
ガ	ス	水道局	長	木村	清君		
教	育	長	田原	秀夫君	教育次長		
教	育	委員会	こども	教育課	長	山本修君	
教	育	委員会	生涯	学習課	長	磯野茂君	
教	育	委員会	文化	振興課	長	監査委員	
教	育	委員会	歴史	民俗	資料館	長兼務	局長
教	育	委員会	長者	ケ	原	考古館	長兼務
教	育	委員会	中央	公民館	長兼務	市長	松木靖君
教	育	委員会	市民	図書館	長兼務	大嶋利幸君	

〈事務局出席職員〉

局	長	小竹和雄君	次	長	松木靖君
係	長	山川直樹君			

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、10番、保坂 悟議員、20番、吉岡静夫議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る12月7日及び昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過と結果についての口頭報告を、また糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員長から結審報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これらを本日の日程事項といたしました。

次に、議員発議について申し上げます。

発議第10号、特別委員会の設置についてが所定の手続を経て提出されております。これにつきましても本日の日程事項とし、委員会付託を省略して、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

そのほか、地方自治法の改正により、来年4月1日から議会選出の監査委員選任の義務づけが緩和されるとの報告を受けております。今後、これにつきまして全議員から意見を聞くことも検討し、継続協議といたしました。

また、議会運営におけるタブレット端末については、使用範囲、使用基準のたたき台を示したと

ころであり、これらを含め導入等の目的等を、いま一度整理するため年内に再度、協議することといたしました。

なお、政治倫理規則については、ことしの3月に制定しておりますが、9カ月が経過しており、いま一度継承することで委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

+

日程第2．所管事項調査について

+

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の12月15日に所管事項調査を行っております。

調査項目は、「新たな津波浸水想定公表について」と「いじめ・不登校対策事業について」であります。主な内容をご報告いたします。

1つ目の新たな津波浸水想定公表については、担当課より、平成29年11月15日に、県より津波浸水想定が公表されたことを受けて、津波防災地域づくり法に基づいたハザードマップの作成に当たり、新年度予算に計上したい旨の説明を受けた後、質疑を行っております。

委員より、今までの避難場所・避難路など、これから新たな避難場所を地域に入り説明されてい

くと思うが、消防はこう考えるので地域はどうかという進め方をして、住民と話し合いをしっかりと行って、早目の対応をしていただきたいが、いかがかとの質疑に対して、住民との説明会を開催し、これまでの土砂災害のハザードマップについても各地区に入り、決めさせていただいている。住民の方と話をする中で話し合いを時間がかかってもしっかりとつくっていききたい。いずれにしても早くつくると考えているとの答弁がありました。

他の委員より、住民への説明方法については、図面の上だけでなく実際に現地を確認し、切迫感・緊張感が伝わるような説明に心がけてもらいたいが、いかがかとの質疑に対して、まず役員の方々から先にご説明させていただき、その後、住民の皆さんと話し合いを重ねて進め、ご要望により現地確認もさせていただきたいとの答弁がありました。

他の委員より、市外から来ている方などさまざまな方たちにも、この地域の特性を知らせるために、アプリかホームページで情報を流せるように仕組み、市で単独で取り組むのは難しいと思うが、各地域でハザードマップをつくっていると思う。県単位や国単位で、きちんと情報を流す仕組みを取り組んでもらいたいが、いかがかとの質疑に対して、情報提供をする必要があるので、本市だけでなく、県・国と協議していききたいと答弁がありました。

また、JR東日本では、新幹線早期地震検知システムがあると聞いている。また、高速道路等への避難が可能かどうか交渉するように要望がありました。

そのほか、多くの質疑がありました。割愛をいたします。

次に、2つ目のいじめ・不登校対策事業については、Y中学校いじめ問題専門委員会報告書を受け、これは平成29年2月21日のものであります。学校、生徒宿舍、社会区体育団体と三位一体になって再発防止に向けたルール（案）がまとめられ、当委員会に9月22日、11月20日と12月15日の3回にわたり、ルール案が提示されております。その後の変更点を中心に担当課より説明を受けた後、質疑を行っております。

委員より、いじめ問題専門委員会で報告されている内容について生徒宿舍と一つ一つ確認し、間違いであったことを認めて、その反省をしたということで間違いはないのか。謝罪の言葉をいただいているかとの質疑に対し、個々の内容についてはもらってないが、全体について、大変申しわけないといただいているとの答弁がありました。

他の委員より、親と子がともに同市内に転入を条件としてのみ、その就学を認めるなどの措置を講ずるべきであるとあるのに、現在の在校生が卒業するまでの間のルールとなっている。再発防止の観点からよくない。ルールは最初にしっかりとつくるべきで、様子を見ながらルールを変えるのはいかがかとの質疑に対し、提言は尊重していきたい、まずは現在の在校生のためのルールを遵守していきたい、その後については、関係する団体及び機関が別途協議してまいりますとの答弁がありました。

他の委員より、いじめ問題専門委員会報告書の中に、子供たちが実績のある学校を目指すものを否定するわけでないとい般論的に書かれている。しかし、今回のこういう事案、相撲クラブで起きた事案を鑑みれば、親と子が一緒に来て、日常生活を営む、これが前提と書かれている。これは尊重すべき、守っていくべきだと思うとの意見がありました。

このほか、ルール案については活発な質疑が交わされております。このルール案については、当委員会で決定するものでないことから、意見・要望にとどめており、新たなルールができれば当委

員会に提示することとしております。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

調査事項は3項目あり、糸魚川市橋梁長寿命化修繕計画について、新駅の設置について、長者温泉ゆとり館の平成30年度の運営についてであります。

まず、糸魚川市橋梁長寿命化修繕計画についてであります。

道路法の適用を受ける道路の橋梁等については、5年に1度、近接目視による点検と健全度の判定を実施することが、法により義務づけられております。規模の大きな橋梁や構造の複雑なものは専門家に点検を依頼しておりますが、長さ5メートル以下で状態のよい橋梁の一部は、市職員の直営で点検しており、点検者に対する指導や教育についての質疑には、国・県で橋梁点検の講習会を実施しているので、昨年度から積極的に参加しており、研修に参加した職員が直接点検を実施しており、点検した職員が責任を持って自分の名前を記載し、国へ報告しているとのこととあります。

また、委員より、長さ15メートルくらいまでの橋梁も、独自に点検・検査ができるよう、職員の育成に当たってもらいたいと思うがどうかとの質疑があり、大火があったり、今年度は台風や大雨があり、技術職が非常に不足している状況であるが、市職員の直営で30年度までに211橋を点検予定で、それについて試算すると5,000万円以上の委託費が削減されると思っているし、延長が長いものも直営で点検ができれば費用の削減になると思うので、先を見ながら検討していきたいとの答弁がありました。

また、市内業者を育成することにより、市外のコンサルタントなどに支払う経費を削減できるた

め、地元建設業者の技術力についても向上させる方向が必要とする質疑に対しては、コンクリート診断士の資格試験を受験する際に、市から受験費用を補助している。そういったことを通して、市内における建設業者の技術向上に、市としても貢献していきたいと考えていると答弁がなされております。

なお、本計画は、橋梁の近接目視点検が義務化される前に制定されたものでありますが、現在実施されている全橋梁の近接目視点検が終わった時点で、改めて計画の見直しを行うとのことであります。

次に、新駅設置についてであります。

えちごトキめき鉄道・日本海ひすいラインの新駅設置については、これまでに、今村新田駅と押上駅の二駅を候補として、県への要望や整備箇所の調査が行われてきており、本年5月には新駅設置に係る費用便益分析業務委託と概略設計業務委託が実施され、費用対効果の分析、駅施設の規模の検討、概算工事費の算出が行われております。

その結果、国の新規補助事業採択に必要な条件を満たすケースは、押上駅、一駅のみを整備する場合に限られることが判明し、今村新田駅を整備する場合には、国の補助を受けることができない状態とのことであります。このことから、まずは押上駅、一駅のみを整備を目指していくことであります。

概略設計後の新駅設置の費用が、以前に示された概算金額の3倍近くにふえており、その理由と見積もった業者についての質疑がなされ、見積もった業者は、JR西日本コンサルタントであり、増額の理由としては、今回、初めて現地の詳細な測量等を行い、現地の実情に基づいた設計をしたこと。また、踏切を利用して駅ホームを行き来するため、国から、踏切の安全性を高める施設を充実させるよう指示があったり、もろもろそういった現地の具体的な精査や国からの調査によるものがかみ合わさることでふえた。その旨の答弁がありました。

また、当初に予定していた内容からの変更と費用が大幅に増額していることに、市の受けとめ方についての質疑では、2年前の金額が概算とは言いつつ、2倍、3倍の数字が増額することは理解できないが、コンサルタントのほうでは積算した結果とのことであり、これから詳細設計をしていくと、また上がるのではと心配をしている。そういうこともあり、今村新田駅については、今のところ先送りして、今回は押上駅、一駅だけに絞って整備を進めたい旨の答弁がありました。

また、地域に対しての説明と、地域の受けとめ方については、今村新田駅を先送りすることについては、地元でしっかりと説明し、ご理解いただくことが大事だと思っている。また、現在、公共交通網形成計画の実施計画について、地元に入って話をしている最中であり、路線バスでどういったフォローができるかという話をしていきたい。

押上駅につきましては、かなり何回も話をいただいております。今年度、地元、コンサルタントを含めて、どういった駅が使いやすいのか、利用してもらえるのかを話した上で進めていきたいとの答弁がありました。

最後に、長者温泉ゆとり館の平成30年度の運営についてであります。

長者温泉ゆとり館は、宿泊施設と日帰り温泉施設として長らく地元の中尾区へ運営が委託され、地域の活性化に寄与してまいりましたが、利用者の減少に伴い運営が困難となり、昨年度からは市直営による委託事業により、日帰り温泉のみの営業となりました。

平成26年度から地元での運営継続が困難として市への相談があり、本年7月には、木浦地区全世帯を対象にゆとり館の今後の運営についてのアンケート調査が実施されております。そういった状況を受け、平成30年度の運営については、市内の業者・団体を対象に運営に意欲のある方を募集する方針とのことであります。

委員からは、アンケートの結果では、ゆとり館の運営に興味があるという回答があったことについての質疑があり、地元の方と能生地域在住の方で、ゆとり館の運営に興味を持っている方が2人おり、能生事務所にも問い合わせがあり、10月にアンケート調査の結果報告会を行ったところ、そのお二方も来場され、人材不足への対応、PRの手法、地元負担の軽減方法など、具体的に意見をいただいたとのことであります。

また、就労者については、アンケートにおいて、ゆとり館で働いてもいいという方が17名おられ、調査報告会へ来場された方は、具体的な条件等の説明もしたが、今後、応募者が出てきた段階で進めていきたい。なお、雇用については、現在お勤めの方にも意志を確認する中で、継続雇用に努めてもらいたいことは、次の受け手に伝えたいとの答弁でありました。

また、人件費、諸経費としての委託料についての質疑では、過去においては、中尾区が宿泊業務、食堂業務、日帰り入浴業務を運営し、区が人件費を支出していた。現在は日帰り入浴業務のみで大変低い金額でお願いしている。今回運営していただける方を募集する中で、幾らなら受けられるといった提案もいただき、折り合いがつか様子を見たい。もし、その金額が余りにも高かったり、現在の金額がネックになって応募者がいなかったりする場合については、休止も視野に入れていかなくてはならないとの答弁でありました。

また、今回行う、ゆとり館の運営委託先の募集についての質疑では、今回行うのは正規の募集ではなく、「ゆとり館を運営してみませんか」という呼びかけをしたいと思っている。ぜひやりたいという人がいれば、具体的にどうするのか協議をしたい。地元の方もこの呼びかけに応じて手を挙げることはできるので、そういった方ときちんと相談・協議をする中で、この施設を継続したい。アンケートに経験もアイデアもあり、集客力をアップする考えもある話をもらったので、今回募集をかける中で、そういう方からも応募いただき、委託をお願いし、知恵も拝借するという活用の図りたいという答弁でありました。

なお、委託先募集の案内については、今月25日の広報でお知らせし、1月31日を締め切りとし、2月中にその応募の内容によって、委託先を決定する方向で進めているとのことであります。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わらせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

委員長、詳細なご報告ありがとうございました。

2点お聞かせいただきたいと思います。

まず、1点目は、押上の新駅についてであります。

J R西コンサルタントによる設計の見積額というものが、これまでの概算の見積りに比べて3倍であると新聞報道でもございました。ホーム、それから車路、あとは電気関係の施設等で、以前の金額でもかなり高額だと思っていたものが3倍になるということなんですね。非常に驚愕しております。

それで、このJ R西コンサルタントでありますけども、糸魚川の新駅をつくるときに南北自由通路のことにしましては、当初15億程度の概算であったものが、J R西コンサルタントの設計見積もりで、またこれが48億と3倍になったということ。

結局、48億の半額ぐらいに落ちついたという前例があるんですよ。そういったことを踏まえて、今回のこの金額に対しては、私はいかかなものかと思いますが、委員会では、それに対してどのような意見が出たでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりで、その辺のお話もさせていただきました。行政としてもこんなになるとは思ってないという予測でおったみたいでありますので、その内容としましては、机上といえますか、自分のところで概算設計をさせていただいたけれども、実際に今度現地へ入っていろいろなものを設計する中でこんだけかかるよということで、その積算をされたということを知っておりますし、踏切を横断するということで、また国のほうの指導もあり、そういった金額が高騰したという話であります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

議会・行政で厳しくチェックをしていただきたいと思います。

次に、2回目の質問ですけども、長者温泉であります。

この長者温泉は、観光的な位置づけの施設ということで運営してきたけども、運営が厳しくなったということからいろんな形を変えて、福祉施設としての位置づけを持って市のほうで支援していくというふうに変ったと思うんですけども、観光から福祉に変ったというふうなのは、私の思い違いでしょうか。そこら辺もう一回整理して、お話しいただけるとありがたいんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

お答えいたします。

詳しくその辺の協議は、今回、話の中には出てまいりませんでした。

ただ、地域振興ということで、前回、議員がおっしゃるように宿泊から全部一緒にやってた観光施設というものから、それでは地域の方ができないということで市に直営になったわけでございますが、それも日帰り入浴だけでは、当然、福祉の向上にもつながらないということもあると思えますけれども、今回の話の中では、実際に館を継続してもらいたいという地域の実情もある上で、じゃあそれをどうしようかということで行政がもう少し膝を詰めて、地域住民、あるいは枠を木浦地区全体に広げて、話をさせてもらっとるところでありますので、我々もその辺を静観してみたいなとそういうふう感じております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

3回目ですね。地元雇用と地域振興ということでは理解するんですけども、例として出していいかわかりませんが、権現荘のように赤字経営となった場合に、それを市がずっと補填をしていくというようなそういう施設になっていただければ困ると思うんですよね。そこら辺に関する話が出ていればお聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

お答えいたします。

今回、募集の中で2人の方が、その館で何かやってみたいというような、そういう提案をされとる方がお二人、能生地区におられるということで、その辺の話もよく精査しながら、私ら委員会の中でも地域に入っていただく地域協力隊みたいな方も入って一緒にやれないかというお話もありましたが、それはまず、地元で話をよくせえという、やっぱり議員の中の話もありますもんですから、今回はもう少し地元と話をさせていただく中で、締め切り後の募集をされた方と一応話をして、方向性を決めてみたいというような話でありました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

委員長、よろしくお願ひいたします。

今ほどの報告の中で、今後、経営というか管理される方を委託というふうに承ったんですけども、委託と、もしなるのであれば民間登用とは違って、要は行政からいろんな経営について指示をされ

て、それを請け負って経営するというふうな認識なんですけども、そういった形で運営をされていくのか、その辺の話し合いがどうだったか、ちょっと確認のために教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

お答えいたします。

いずれにしても市の直営でございますので、委託ということで考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そうなりますと、やはり市が経営の手法なり、いろんな戦略なりというのを考えるという認識になるのかということと、あとやはり会計管理が、これまでの権現荘等の経験を生かしてどういった工夫をされるのかとか、そういった点についての話し合いはどのようになっておるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

お答えいたします。

やっぱり市ですので、PR方法も委員会の中では市が当然アピールすることではないかとか、そういう市が前面に出て運営をしておりますながら、今回見ると入浴施設だけということなので、本当に地元の地域振興みたいな形がほとんど見受けられるものですから、それはいかがなものかと。市が積極的にPRしていかないと、この施設が運営できないという話が出ておりました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

大変利用される方がたくさんおられるというふう聞いておりますので、よりよく経営していただければなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中の12月14日に所管事項調査を行っていますので、その主な内容についてご報告いたします。

所管事項調査の項目は、1、ごみ処理施設の整備について、2、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について、3、第5期障害者計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（ささえあいプラン）についての3点です。

1、ごみ処理施設の整備について。

次期ごみ処理施設の整備については、冒頭、委員長より、要求水準書と12月1日に配付された実施設計図の配置図、各階平面図、立面図、断面図を用いて質疑を行うが、図面と要求水準書の中身を守るような形で、質疑・意見・要望・提案をもらいたい。委員長としては、コストアップの方向ではなく、コストダウン・コストカットできる場所を見つけながら、全体のグレードを上げる提案をいただくことが、市民のために役立つことではないかと考えると前置きをして審査に入りました。

各委員から多岐にわたる質疑・意見が出されておりますが、以下課題別に整理してその概要をご報告させていただきます。

まず、実施設計の図面を見て、各階に配置される職員と平面計画における各部屋の広さやトイレの数等について質疑が交わされています。

委員より、中央操作室は3名が操作するスペースになっているが、他市の事例を見て、見学をしてもらうという面から言うと不十分と感じる。市職員の事務室は最大3名で使用し、接客スペースも設けるが、部屋の面積70平米は広過ぎる。要求水準書には、機能的・効率的な平面計画とあるが配置される職員の数に対して部屋が大き過ぎる。決してコンパクトな設計にはなっていない。各階の職員の配置が1階で最大3名、2階で6名、3階で4名で、2階と3階の職員は24時間体制の中で交代することだが、人数に対してトイレの数が多過ぎないか。適切な数とし、過大な設計、無駄な設計とならないようにとの指摘に対して、見学者は当初は1階部分で基本的にトイレを済ましてから上がるような考えだったが、委員からの指摘で3階にも多目的トイレをつくったので、その辺も含めてもう一度精査したいと答弁がありました。

また、東京都武蔵野市の武蔵野クリーンセンターの見学スペースの事例を当委員会と担当課で見

てきた経験からも多くの質疑が交わされ、要望が出されています。

委員より、武蔵野市のクリーンセンターの展示スペースなりイメージと比べて、糸魚川は市民がここに来て施設を見てもらうという面から言うと、市民から理解してもらうところを武蔵野市のようにしっかりとわかるような、今の時代にあったような形にしていく必要がある。施設の展示、見学用窓の大きさは、広くとれるよう位置を変えることも検討すべきだ。武蔵野へ行って、つくるときの基本姿勢、隠すから見せるという発想を見てきて感銘を受けた。これから糸魚川市としてはどのように進めていくのかとの指摘に対し、武蔵野市では、見学コースが広いオープンスペースの中に椅子を置いたり、画像等を見る形になっているのを見て、3階の会議室の間仕切りをなくし、オープンでフリーな形でできないかということ考えた。また海側のほうには窓をとって景観を楽しむようにし、明るく、移動しやすいような形の見学スペースにできないか検討をしている。展示スペースはできるだけ大きな窓を設置し、できるだけ多くの見学者から見てもらえる形の配置を検討したい。ソフト部分については、委員からいただいた意見や先進地の上越市や武蔵野市を参考に、市民の環境学習の部分を充実させていきたい。全国の動向等も見ながら、より市民にわかりやすいような展示物等にしていくよう事業者と協議したい。武蔵野クリーンセンターの、見せるクリーンセンターという点では、周りにいっぱい樹木がある外観のつくり方や、煙突が糸魚川では地質や大地をイメージしたような提案をもらう中で、武蔵野では「空に溶け込む白」という形で言っていて、溶け込まずという発想の仕方もあるのかなという形で、それも1つ検討すべき内容だと感じた。内部についても、間仕切りがなく、ゆとりのある空間とかいろいろ見て、歩きやすい展示の仕方であった。そういうのを見る中で、よいところはぜひ糸魚川に取り入れていきたいと思っている。もう一つ感じたのは、武蔵野では解説がどちらかというところと大人向けのイメージと感じたが、糸魚川の場合は小学校と連携しながら、例えば糸魚川のジオ丸、ぬーなどかのキャラクターを使った紹介の仕方とか、糸魚川らしい形にしていく方法もあるかと感じた。特にソフトについては、いろいろ固めていかなければいけないところもあると感じた。武蔵野での研修を生かして、今後、この施設の実施設設計等に反映していきたいと思っていると答弁がありました。

津波対策について、委員より、津波対策では、県が出した新たな津波浸水想定高さでも対応しているが、津波はあらゆる方向から来る。この施設はどこから来ても大丈夫なようにつくるということでよいか。津波から避難させるための施設に利用したいということになれば、収容する場所や人数はどうなるかとの質疑に対し、要求水準書の中では糸魚川の津波高最大7.7メートルを想定し、対応した施設にするよう定めていた。新しい県の津波の想定は7.7メートルよりも低い津波高ということで、鉄筋コンクリートの腰壁を4.5メートルまでつくり、防水シャッター等も備えるという事業者の提案があり、津波に対応していけるものと考えている。万が一、それ以上の津波が来ることを想定すると、相当なコストがかかるということになるろうかと思う。1階の、主にプラントの部分について擁壁をつけることにしていて、万が一津波が浸水したとしても、例えばコンベア関係や灰の輸送のコンベアだとか、ごみ処理後の灰だとかの機器は主に1階の部分に配置し、電気室など重要な電気関係の部分については2階以上に配置する。ごみのピットに浸水した場合でも補修、交換で対応できる形のプラント設計になっているので、ごみ処理に大きな支障を来すような設計ではない。

また避難施設に関しては、この施設は避難所ではなくて、あくまで緊急の場合にこちらでも使えま

すということで、何人収容するという部分では定めていない。地元の須沢地区より、いざというときに使わせてほしいと話があり、受け入れはできるような形とするということで理解してもらっている。近くには釣りやオートキャンプ場もあるので、緊急的にここを利用してもらうのが一番と考えるが、どう誘導したらいいかは検討しているところであると答弁がありました。

地震への対応について、委員長より、地盤の途中に、地震による液状化が心配なところがあると聞いたが、くいの種類や工法はどうなるか。今後ボーリング調査をした結果、くいの工法等が大きく変わって増額となつては困る。割と近い時期のデータもあるのに、これまでくいの工法などについての話がないことが非常に不安である。年明けにボーリングをやって、くいの工法が決まって、実際の工事金額が出てきたときに、大きく契約金額を変えるものではないか確認したいとの質疑があり、事前に調べた土質の調査結果を要求水準書等につけてある。それをもとに想定して基礎を考えていると思う。もう7カ所掘って、最終的に決定するというので、それで大きく請負額が変わるかどうかは、基本的には変わらないと思っているが、大きく異なるデータが出てきた場合には、発注者と受注者が協議をするが、これまでも何カ所かボーリングデータを出しているのに、金額の変更はないと考えていると答弁がありました。

委員より、津波が来るということは地震が起きることだ。糸魚川沖には活断層がある。今の予定地の地盤は砂とか石とか赤土とかがまじる、れき層である。岩盤ではない。資料の中で支持力があると書かれているが、地震の場合は液状化が起こりやすいし、しかも姫川流域で地下水が入るから心配だ。また地下10メートルくらいまで、前の施設の関係で1回掘り起こしてある。掘り起こしたところを支持基盤にできないので、そこら辺の細かい数字を出して、次回の委員会までには、液状化が起こってもいいような施工方法とかをしっかりと出してほしい。液状化に対してどうするのかを調べてほしいとの質疑があり、液状化が起こりやすい地質と言われているので、要求水準書にも液状化対策について対応をとるように記載している。これから土質調査をして、最終的にどういう形でするかというものを、まだ事業者のほうから提案されていないが、液状化対策の具体的な部分について事業者から報告してもらい、こちらの委員会へ報告したいと思うと答弁がありました。

環境基準値について、委員より、排ガスや、ばいじんについては、国の基準そのものか。また以前問題になったダイオキシン類の基準に関してはどうかとの質疑に対し、排ガス基準値については自主規制値であり、国の基準よりも厳しいものになっている。ダイオキシン類の基準は、法規制では5ナノグラム以下という基準だが、ここについては0.1ナノグラム以下という基準にしているので、法規定値よりも50分の1くらい低い数値となっていると答弁がありました。

委員より、ほかに有害物質なり除去しなければならないものに対する糸魚川市独自の基準はあるかとの質疑に対し、当初、排ガスの基準項目に水銀はなかったが、その後の大気汚染防止法の改正で水銀の規制が出てきたので追加した。現在の炭化施設よりさらに数値的に厳しくした部分は、塩化水素の部分で、現在は100ppm以下だが、次期ごみ処理施設については50ppm以下ということで、この部分は現在の炭化施設よりも自主規制値を厳しくしたと答弁がありました。

運営費とごみ減量について、委員より、人口がふえる、あるいは維持されることがない限り、スタートする時点から20年後までずっとごみは減っていく。契約の形よりも、いかに運営費を圧縮していくかということではないかと思う。そういう点についてはどういうふうに考えているのかとの質疑に対し、建設については、この契約金額の中で、コストカットできるものはして、グレード

のなるべく高い部分、特に市民に見せる環境学習の部分に力を入れられるような形で、今後進めていくことになろうかと思う。運営の部分については、固定費と変動費があるので、圧縮していくためには、市民からのごみの排出量を少なくしていく取り組みを、今後、続けていくことが大切と思っている。もう一つは、今後、ごみの量の推移にもよるが、現在燃やしていない、分別している部分についても、野洲市のように燃やすという選択肢も考えていくときも出てくると思っている。運営については、20年間という長期の中でやる。今後、現在のごみ処理施設での反省を踏まえながら、新しいごみ処理施設の建設・運営に当たっていきたいと考えている。水銀問題等は、ヒューマンエラーというところもあった。たとえいい施設をつくったとしても、施設とかそういうものに頼り切ってしまうと後がひどい目に遭うし、結局それは市民や受け入れ地区の皆様大変迷惑をかけた。まず、よりいいものをつくっていかねばいけないと思っているが、ソフト面の重要さをつくづく感じているので、過去の教訓を忘れないで引き継いでいかねばいけないと感じていると答弁がありました。

そのほか委員より、ごみ質の変動等についても安定運転が維持できるよう考慮されているか。初期コスト及び維持管理コストの経済効率性を考えた設計と言えるか。ランプウェイに建設費がかかり過ぎており、維持管理費も大きく違うと思われるので再検討すべきである。ピロティーに大型バスを導入する必要はないのではないか。1階の会議室をもう少し広げて見学者の研修にも使えるようにしてはいかがか。展示コーナーの模型については、これからは武蔵野のようなコンピューターグラフィックとすべきではないか。大会議室に大型プロジェクター設置とあるが、画面のきれいな大型のサイネージのほうがいいのではないか、自分でタッチしてプログラムを見られる方式のほうがいいと思う。見学者のために1階ロビーにもセンスのよい展示スペースをつくってはどうかなど要求水準書における条件に基づいた意見・要望が出されています。

また委員より、本案件の審議に対して、非常に専門的な、特殊な、入り込みにくい、突っ込みにくい、聞きにくい分野の仕事というものを常に感じている。文書の中身が多く、例えば要求水準書ではⅠ編、Ⅱ編がごちゃごちゃになっているなど編さんの仕方に問題があると指摘する意見が出され、これに対し担当課より、資料の件に関しては、ある程度専門的な部分があり、少しわかりにくい資料になっている部分もあるかと思う。資料については、つづり方、番号の振り方等、指摘される部分にも気をつけながら提出したいと思う。また、施設のパンフレット等もつくるという部分については、より市民にわかりやすい資料にしていきたいと思っているとの答弁がありました。

ごみ処理施設に関する調査は継続していくものとし、この日の調査を終えています。

2、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について。

委員より、高齢者福祉に、ボランティアで頑張る人への行政からの具体的な支援策はどうかとの質疑があり、市として今後取り組むべきものは、地域の中で助け合いとか支え合いの活動をする協議体である。市民みずから課題を見つけて行動していただくところへ、市からの支援を考えていかねばいけないと思う。私どももそういった地域に入っていく中で、支援できるものについては支援したいとの答弁がありました。

委員より、計画において医療・介護の連携の推進等では、日常的な医学管理や、みとり、ターミナル等の機能と生活施設としての機能等を兼ね備えた新たな介護保険施設が記載されているが、具体的に話してほしい。新たな介護保険施設を創設すると書いてあるが、新しく建てるということな

のかとの質疑があり、介護医療院という形でできると聞いているが、細かな報酬体系等については聞いていない状況であるので、介護でどこまで見るのか、医療でどこまで見るのかというのは、今の段階ではわかっていない状況である。建物を新たに建てるということではなく、例えば病院のどこかの病棟をこういったものに転換するということが国は考えているようである。2025年に団塊の世代の方が後期高齢者になったときの介護費等も心配されていて、そういう中で、国全体としては介護費を抑制していくときに、どのように抑えていくかという形や新たな施設によって保険費が高くなるようなことについては、情報収集しながら検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、介護保険事業計画の6期が終わりとなるこの時期になると、次期の介護保険料は幾らくらいだというのが出てくるが、どうなのかとの質疑があり、来年早々、介護報酬改訂の率が出てくるものと思う。財政的なインセンティブも調整交付金の中で図るといった話も聞こえてくるが、本市としては何とか現状維持くらいをしていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、市内における施設整備状況で、今、グループホームの定員が108人に対してどんな状況か。冬場の中山間地域に住んでいる高齢者のひとり住まいの方、できれば離れずにその地域でこういった施設をつくって見守るということ、安心して暮らしてもらおうということへの、何らかの対応は必要だと思うがその対策は、との質疑があり、グループホームについては、出たり入ったりする方も特別養護老人ホームに移行する方も中にはいるが、ほぼ100%満床の状態である。計画に記載のグループホームというのは、あくまでも介護保険上の認知症の方のグループホームということになる。健常の方でも状況によって、そちらに移ることができるような住宅はサービス付き高齢者向け住宅といって市外では見受けられるところであるが、規模が小さいと事業者としてはやりにくいということが課題とされている。以前からそういった話は聞いているが、なかなか難しいと考えているとの答弁がありました。

担当課より、市民向けのパブリックコメントを1月10日に出す予定なので、それと同じ時期に委員会に配付し、次回の委員会の中で意見・提言をもらえればと考えているとの説明があり、委員長より、こういった第何期何々計画の見直しをしていくときには、前のものをそのまま写しているということだけではまずい。うまくいったことと、問題点と、新しい取り組みということで、そこら辺の説明も次回は加えてもらいたい。委員会でこれを認定していくまでのプロセスというものを議会の中で明らかにしていきたいので担当課からも協力してもらいたい。また、さまざまな課題を話してもらったが、それをただ課題として計上するだけではなくて、解決に向けて糸魚川市は何を考えているかということ盛り込んでもらわないと次の計画にはならないということも注意してもらいたいと申し述べました。

3、第5期障害者計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（ささえあいプラン）について。

委員より、パブリックコメントで広くみんなに聞くということは悪いことではないが、パブリックコメントを始めてから何年もたっているが、全然、回答率が悪い。しかも期間を1カ月とって、事業の進行のスピードも遅くなるし、ちょっと考えなければいけないのではないかとの意見が出され、パブリックコメントをやってから10年になるが、最初のころはたくさん意見があったのだが、だんだん少なくなって、今ではほとんどない状態である。最終的に市民の皆さんから広く意見を聞くというのは、やはりどうしてもしなければならぬと思っているが、期間とかは新年度に改正をしたいと思っているとの答弁がありました。

委員長より、糸魚川市としての重点事項、相談体制の整備、地域共生社会への対応など、市民からどんな声が寄せられたのか、ある程度、傾向別に分類し、分析して、どう解決を図ってきたかというところ、今までやってきた実績とかといったものを我々に教えてもらわないと、ただ計画をつくって終わりである。パブリックコメントももちろんそうだが、議会とか市民とどうやってかかわっていくのか、どうやって成果を出しているのかというところの説明を入れながら、第5期の計画をつくっていくプロセスというものを明らかにしていかなないと、前の計画をただ作り直しただけでは何の意味もないだろう。障害のある子供を持つ親にしてみれば、本当に悩んでいるわけである。なかなか解決できないこともあるかもしれないが、この計画が課題を計上するだけではなく、課題解決型のものであればいけない。そこを行政はどう考えてやってきたかというのを明らかにしてもらおう。それが策定のプロセスを明らかにしていくということである。そこを委員会で次回やるから、よく検討しておいてもらいたいと申し述べました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．糸魚川市駅北大火復興対策調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、糸魚川市駅北大火復興対策調査についてを議題といたします。

糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会に付託中の本件につきまして、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

中村委員長。〔13番 中村 実君登壇〕

○13番（中村 実君）

おはようございます。

これより結審報告をいたします。

本特別委員会は、昨年12月22日に発生した駅北大火の復旧及び復興計画に関する調査を行うことを目的に、本年5月に市議会臨時会において、議長を除く議員全員の19名で設置され、特別委員会名を、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会と定め、1、被災住民、事業者への生活再建、事業再建の支援について、2、総合的な消防・防災体制の強化と国・県、近隣自治体等との連携について、3、糸魚川市駅北復興まちづくり計画の策定・推進についての3点を付議事件として、調査・検討を進めてまいりました。

今回の駅北大火には、議員一人一人の大きな思いがあることから、復興まちづくり計画が策定されるまで全員が委員となり、策定後には委員の数を減らすということで確認を行い、これまで7回にわたり復旧・復興に向けたさまざまな観点から調査を行い、ことしの8月に糸魚川市駅北復興まちづくり計画が公表された後、現地調査を行い、11月29日の特別委員会の中で付議事件の3点の確認を行い、当初の目的が達成できたことから、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会を結審することで、委員の意見の一致を見ております。

なお、集約事項として、復興・復旧を進めるにおいて各課の連携を密にし、窓口を市民にもわかりやすく1つに決めていただきたい。また、今後、情報センターの活用強化を邁進し、進め、日曜日や祭日の運営もお願いしたい。

次に、にぎわいづくりや、なりわいが成立するよう商工会議所に任せず、枠を超えて取り組んでいただきたい。そして、市内木密地域の選出と安全対策を早急に行うことや、無電柱化の地域拡大、消防団員の安全装備など、現在既に着手している事項もあるが、被災者はもとより市民の安全・安心のために早急に取り組んでいただきたい。

また、行政においては、これまでの本特別委員会における議論の内容を踏まえ、全ての被災者の一日も早い生活再建が果たされるよう、一層邁進されることを要望するものであります。

なお、今回の特別委員会は、本日をもって結審とするが、駅北大火からの本格的な復興はこれからであり、長期にわたる粘り強い取り組みが必要であります。市議会としても引き続き、糸魚川市駅北復興まちづくり計画の進捗状況や糸魚川市全体の木密地域の防災対策など、多くの課題に対し、対応していかなければならないと考えております。

最後になりますが、8カ月という短期間の中で一定の成果を出せたことは、議長を初め特別委員会の委員各位並びに市長、木村副市長を初め復興推進課を中心とする行政の皆様方のご協力だと心から感謝を申し上げ、これをもって糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会の結審報告といたします。大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

〈午前10時59分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第118号から同第120号まで及び同第157号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第118号から同第120号まで及び同第157号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日、12月4日において総務文教常任委員会に分割付託となりました議案118号から120号及び157号につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第120号、指定管理者の指定について（おててこ会館）では、指定管理者制度にふさわしいのかとの質疑に、本来であれば、これは地区が建てて、管理する。それが普通であるが、国の補助金等を最大限に活用し、市が建てて地元に使ってもらっているものがある。そういうものは市の所有なので指定管理ということをお願いしているところもある。こちらのおててこ会館は、単なる自治公民館、地区の集会所ではなくて、おててこ舞の地区にある伝統文化を残していくための施設でもある。そのような機能をあわせ持った施設で、この事業計画も市も運営委員会と十分に協議をしている。存続するためには、建物の維持管理だけでなく、このおててこ会館の運営についても文化振興課がかかわって地元と協議の上でここまで来ている。文化講演会やコンサートも毎年、開催

している。今までやってきたいものを、これから続けていきたいとなっている。もし、それがなければ利用料金は落ちていくわけである。また、指定管理をすることができると9月に変えたが、地元と協議して指定管理で行きたいとのことでこのように提案していると答弁がされております。

なお、議案第118号、糸魚川市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第119号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第157号、平成29年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）についての3つの議案については、若干の質疑がございましたが、特段報告することはありません。全て異議なく可決しております。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第118号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、指定管理者の指定について（おててこ会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第157号、平成29年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第121号から同第144号まで及び同議第158号から同第161号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第121号から同第144号まで及び同議第158号から同第161号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については全て原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、議案第121号、糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

本条例は、当該計画区域内における建築物に制限を定めるため、新たに制定するものであります。その内容は、本町通り沿道における延焼遮断帯の形成を目的に、沿道の建物間のすき間を小さくしたり、建物を一定以上の高さにしたりして、建物を超える延焼を防ぐということや、雁木の再生を支援する目的で、本町通り沿いに十分な歩行者空間を確保するため、建築物の壁面を道路から2.4メートル以上後退させて建築するなどといったものであります。

委員からは、市民との合意形成についての質疑がありましたが、市としては、これまで被災者全体を対象とした説明会や対象を小さく絞ったブロック会議を頻繁に行っているが、本町通りについては、特に「本町通り沿線」ということで1つのブロックを定め、不燃化や景観について何度も話をする中でさまざまな意見をもらいながら、最終的に現在の方向で進んでいる状況とのことであります。

なお、その他の議案についても若干の質疑がありましたが、報告は割愛をさせていただきます。

以上で審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第121号、糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号、指定管理者の指定について（白馬山麓国民休養地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、指定管理者の指定について（田屋会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、指定管理者の指定について（下湯川内センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、指定管理者の指定について（田伏会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

+

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号、指定管理者の指定について（釜沢生活改善センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、指定管理者の指定について（市野々会館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、指定管理者の指定について（根小屋多目的集会センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第135号、指定管理者の指定について（大所ふれあいセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、指定管理者の指定について（不動山農村公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、指定管理者の指定について（上早川農村公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、指定管理者の指定について（焼山の里ふれあいセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、指定管理者の指定について（木地屋の里）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号、指定管理者の指定について（海谷三峽パーク）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、指定管理者の指定について（雨飾山麓しろ池の森）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号、指定管理者の指定について（不動滝いこいの里）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第143号、指定管理者の指定について（親不知漁港船舶保管施設）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第144号、指定管理者の指定について（セイフティコミュニティ広場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第158号、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第159号、平成29年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第160号、平成29年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第161号、平成29年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会では、去る12月14日に、本定例会初日に当委員会に付託されました議案についての審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果はお手元配付の資料のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第145号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第145号は、し尿処理費の単価の引き上げに関する改正であり、平成30年4月1日から、これまで10リットル当たり88円であった、し尿収集運搬業務委託料を96円とし、これまで90円であった、し尿くみ取り手数料を98円とするものであります。

委員より、下水道、集落排水等下水処理の全体から見れば、し尿処理の世帯数はほんの何%くらいであるが、負担ということを考えた場合に市全体の中ではバランスがとれているのかとの質疑に対し、し尿処理の場合は、収集運搬に係る部分について手数料をもらっており、処理に係る部分については手数料はもらっていない。公共下水道や市の合併処理浄化槽の場合は、整備と処理に係る部分について料金をもらっている。あくまで試算であるが、し尿の運搬に係る手数料を98円にした場合、し尿くみ取りは年間約1万9,400円程度と見込んでいる。ちなみに標準家庭の、し尿の下水道使用料を算定すると2万3,000円程度で、し尿くみ取りのほうが安い。市民より理解をしてもらえる金額と考えていると答弁がありました。

別の委員より、収集量が平成24年度から28年度の5カ年で49%減少し、委託費が1,100万ほど減った。今後の推計は、年々3%ずつの減少で計算されているが、今後の中山間地域の高齢化を考えれば、ただ3%ずつの減少と機械的にやっているが、こういう推計でいいのか疑問に思うがどうかとの質疑に対し、下水道の整備状況や合併浄化槽の整備状況によって変わっていく。積雪等で3月に、くみ取りができないときにも大きな動きがある。今後の見直しは、おおむね3年先を目指した推計になっているが、その間でも大きな変化があれば検討すると答弁がありました。

議案第146号から第154号、指定管理者の指定について。

議案第146号から同第154号まで、糸魚川市小柳墓地、中宿墓地、下大野墓地、新船共同墓地、小坂地区共同墓地、今村新田墓地、タンク山墓地、石垣墓地、玉ノ木墓地の9カ所の墓地の平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の指定管理者の指定について、一括説明

一括質疑とし審査しました。

委員より、墓地の所有者がいなくなったとか、いろんな事情が今後考えられるのだが、実際にどういう対応をしているのかとの質疑に対し、無縁墓地等の公告等の手続については、リスク分担表によって市が行うこととされている。無縁墓地となった一つ一つのお墓に番号をつけて、公告看板等も1年間出すということになっている。また、官報等への記載等も必要になるので、そういったところの手続は市でやる。墓石等の撤去に係る部分は、基本的には地元をお願いしたいと考えていると答弁がありました。

また別の委員より、指定管理としてやらなくても、全て墓地を地区に委ねるというスタイルは考えられないのかとの質疑に対し、墓地の管理・経営で一番大事だと言われるのが、非営利性が確保されることと、長期にわたって管理できる担保がとれることだと言われている。今は、法律等も調べる中で認可地縁団体の許可をとったところは、地元のほうに持っていけないかというのは考えていると答弁がありました。

委員より、墓地の法令上の扱いや行政のかかわり方について改めて伺うとの質疑に対し、今回、提案の墓地は、ほとんどが明治時代からのそれぞれ地元の所有の土地にお墓が建ったものだが、昭和の合併、平成の合併で、法律によって糸魚川市に帰属することとなっている。ただ、登記簿上は糸魚川市でなく昔の何々村という状況で、市有の土地に墓を建てさせたということではなく、墓が建った昔の土地が最終的には市の土地になったということである。これを指定管理していくことがどうなのか研究したのだが難しい状況であった。ただ、指定管理とすることによって、地元の責任と市の責任とが整理できるので、今回も指定管理を更新させてもらい、今後5年の間に研究して、指定管理以外の、例えば、管理組合から地縁団体になってもらって土地を所有してもらうことなどを検討したいと答弁がありました。

また委員より、計画書には利用者からの要望・苦情についての対応として、墓地利用者の意見を十分に精査し、対応すると同じ表現となっているが、それぞれの管理者・団体のところに出向いて、いろんな現状と課題があることを市は把握しておかなければいけない。担当課として調べて、財政的な面の応援をする手だてはとれないのかなど、どんな話し合いが今まであったのかとの質疑に対し、各組合の役員と話をして一番多いのは、無縁墓地の扱いをどうしていったものかというような相談を受けている。今後、地元と話を進める中で話をよく聞いていきたいと答弁がありました。

議案第155号、指定管理者の指定について（障害者地域活動支援センターこまくさ）。

次に、議案第155号では、市内南寺町1丁目にあります障害者地域活動支援センターこまくさへの平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の指定管理者の指定についてを審査いたしました。

委員より、団体への指定管理については、これまでの経緯を振り返ってどこがよかったのか、それから、どういったところに問題があったのか。今後、管理をお願いするのに、どのように進めていくのかという市の見解を持っていなければいけない。事業計画書の中の文言は努めます、努めますばかりで現状と課題が見えていないが、どうなのかとの質疑に対し、活動の中でよかった点は、相談事業がふえてきているということで、その中でも個別の支援、あるいは関係機関との連携など、支援会議等の内容がふえて、それぞれのケースに丁寧に対応してもらっている点である。障害児の相談業務についても支援の体制も強化された点を評価している。悪かった点は、憩いの場の活用

の減少で、地域の中でひきこもり等の問題もあり、この点については今後、そういう方が利用してもらえるような場としての活用を考えている。今後の課題としては、介護保険への移行の年齢の方がふえてきており、介護保険がスムーズに利用してもらえるような相談支援について検討をして取り組んでいきたいと考えている。また、地域の課題を考える場としての自立支援協議会において、障害者地域活動支援センターこまくさも事務局となって今後の取り組みを検討している。特に障害者の差別解消法、手話言語条例等、啓発の部分含めて取り組む必要があると思っていると答弁がありました。

以上で、市民厚生常任委員会に付託されました、議案の審査に関する委員長報告を終了いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第145号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第146号、指定管理者の指定について（糸魚川市小柳墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第147号、指定管理者の指定について（糸魚川市中宿墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第148号、指定管理者の指定について（糸魚川市下大野墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第149号、指定管理者の指定について（糸魚川市新船共同墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第150号、指定管理者の指定について（糸魚川市小坂地区共同墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第151号、指定管理者の指定について（糸魚川市今村新田墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第152号、指定管理者の指定について（糸魚川市タンク山墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第153号、指定管理者の指定について（糸魚川市石垣墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第154号、指定管理者の指定について（糸魚川市玉ノ木墓地）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第155号、指定管理者の指定について（障害者地域活動支援センターこまくさ）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第162号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第163号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第156号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第156号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日、12月4日において、議案156号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防本部の関係部分で委員より、9款消防庁舎管理費の施設修繕費について、能生分署は、まだ新しいが何年たっているのか、これが建設施工時の原因かとの質疑に、能生分署は、平成22年3月に竣工し、約7年と半年経過している。今回修繕は、正面玄関の軒天で、立地条件が海岸に近く、風が強い場所で、その軒天のすき間に水が入り込み、軒天板が腐食し、雨漏りが発生したものであると答弁があり、他の委員からは、能生分署は7年半ということだが、どういう雨漏りかとの質疑に、強風や塩害の見込みが少し甘かったと感じており、再度、そういうふうにならないように、施工を工夫して雨水が吹き込まないような構造に変える予定であると答弁がありました。

このほか、幾つか質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありませんので割愛いたします。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、商工農林水産課関係では、5款労働費の勤労・就労支援事業では、上越地域若者サポートステーション運営負担金として22万1,000円が計上されております。

同施設は上越市の高田駅前に整備されており、国と上越3市で若者の就労支援事業を委託しておりますが、これまでは上越市が全て負担していたものを、今後は上越3市で応分を負担していくこととなっており、今回、年度途中ではありますが、年額の負担金が計上されたものであります。来年度についても同額で予算要求をしていくとのことであります。

経費の中身といたしましては、臨床心理士への謝金や当市において出張相談を行ってもらうための費用とのことであり、当市における同施設の利用状況は、平成25年からの登録者が36人おり、そこから16人の方が就職につながっているとのことであります。

次に、7款商工費のビジネスチャレンジ支援事業では、市民による創業を支援する創業支援事業補助金が計上されております。

補助金の内容を見ると特定創業支援者に対する補助率がよく、その認定条件についての質疑に対しては、特定創業支援事業の認定を受けるには、糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会、日本政策金融公庫、糸魚川信用組合で形成する糸魚川創業支援ネットワークの中のいずれかの団体

において個別相談を4回以上、継続して1カ月以上受けて、経営、財務、人材育成、販路開拓という経営に関する4つの知識を勉強して、市が特定創業支援者と認定する必要があるとのことであります。

また、女性を対象とした創業支援についての質疑には、現状の制度では女性に対して支援額を上げるといったものはまだ設けておらず、今後、研究をしていかなければならないと思っているとのことであり、昨年度からテレワークという、特に女性向けの新しい事業を進めており、創業までには至らないが、あいた時間または短時間でインターネット環境を利用して仕事ができるという制度を進めており、そういった部分からも支援をしていきたいと考えていると答弁がなされております。

そのほかにも質疑はありましたが、特に報告する事項はありません。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

議案第156号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、新幹線騒音対策支援事業について質疑が交わされており、委員より、新幹線騒音対策については解決したのか。鉄道運輸機構が上越の事務所を引き払った後の対応はいかかとの質疑に対し、鉄道運輸機構からは、平成27年の開業以来、3年間機構で補償工事をしており、現在、交渉中が2件で、それ以外の対象者は契約も終わり補償工事のほうを進めると思う。今後の対応は、JRが鉄道運輸機構と調整しながら進めると聞いていると答弁がありました。

ほかにも若干の質疑はありましたが割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第156号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8. 諮問第 1 号から同第 6 号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第 8、諮問第 1 号から同第 6 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第 1 号から 6 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第 1 号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております太田茂機さん、諮問第 2 号は、山本明美さん、諮問第 3 号は、倉又富美子さんの任期が、いずれも平成 30 年 3 月 31 日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第 4 号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております吉岡正成さん、諮問第 5 号は、宮本マサ子さん、諮問第 6 号は、綱島八十八郎さんの任期が、いずれも平成 30 年 3 月 31 日で満了いたしますことから、新たに井澤和秀さん、高裕和子さん、齊藤達夫さんをそれぞれ推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第9．発議第10号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、発議第10号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

発議第10号、特別委員会設置について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会の結審報告がございました。この特別委員会は、これまで主に被災者支援策及び復興計画策定について、調査・検討してまいりましたが、被災者支援に一定のめどが付き、また復興計画の概要につきましてもできましたことから、このたび提案いたします特別委員会は、議会としても被災地の早期復興を目指し、安心でにぎわいのある住環境の整備に全力で取り組むため、復興計画推進に協力するため新たに設置するものであります。

そこで、特別委員会の名称は、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会、委員の定数につきましては10名、また、付議事件として、被災者支援策について、被災地域における復興まちづくり対策について、消防・防災対策強化について、以上3点であります。

なお、設置期間につきましては、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了後、議決するまで継続して調査を行うものとします。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

平澤惣一郎議員、東野恭行議員、吉川慶一議員、新保峰孝議員、田原 実議員、笠原幸江議員、中村 実議員、大滝 豊議員、古川 昇議員、松尾徹郎議員、以上、10人でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後0時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に、中村 実議員、副委員長に、古川 昇議員。

以上であります。

日程第10. 閉会中の継続調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成29年第7回市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月4日から本日まで長期間にわたり、多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に3点についてご報告申し上げます。

最初に、駅北大火に対する義援金についてご報告申し上げます。

駅北大火により、全国の皆様から寄せられた義援金は、12月15日現在、1万3,667件、約8億1,600万円であります。

この義援金につきましては、これまで5回にわたり総額約7億9,000万円を被災された皆様へ配分し、生活再建と事業再興など被災地域の復興に活用させていただいております。残りの2,600万円につきましては、今後、配分委員会を経て、被災地を支援する団体等へ配分させていただく予定であります。

また、受付期間を2回延長してまいりましたが、大火から1年を経過し、一つの区切りを迎えることから、12月29日をもって終了させていただくことといたしたいと存じます。

このほか市が行う復興事業に活用してほしいと寄せられた見舞金については、12月15日までに482件、約1億6,800万円となっており、今後も受付を継続してまいります。

これまでの多くの皆様方からのご支援に心から感謝を申し上げますとともに、一日も早い復興に向けて全力で取り組んでまいります。

2点目に、住民票等のコンビニ交付の開始についてご報告申し上げます。

マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニエンスストアでの交付を来年1月15日から開始いたします。交付できる証明書は、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票及び所得課税証明書であり、手数料は窓口での取り扱いよりも50円安くなります。コンビニでの交付により、市民や当市に本籍がある皆様への利便性の向上を図るとともに交付の際に必要なマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

最後に、第2次総合計画の改訂版及び実施計画の策定についてご報告申し上げます。

第2次糸魚川市総合計画改訂版総合計画実施計画について、本日、議員の皆様にお配りをさせていただきました。

第2次総合計画の改訂版は、駅北大火復興まちづくり計画の策定に合わせて、大火の教訓を踏まえた安全・安心なまちづくりと被災地域を含めた中心市街地の再生に向けた駅北大火復興特別編の追加などの改定を行ったものであります。

また、実施計画は、第2次総合計画の各施策を計画的かつ効率的に展開をするため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、今後3年間で取り組む主要事業を定めたものであり、予算編成の指針とするとともに行政需要や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、内容の見直しを行うことといたしております。

以上、ご報告申し上げます。

議員各位を初め、市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成30年3月市議会定例会の招集日を、2月26日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして平成29年第7回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

〈午後0時12分 閉会〉

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+